

制定理由：新たなプロジェクトチームを設置するため、必要な事項を定めるものである。

東京学芸大学次世代教育研究推進機構動画配信・授業研究デジタル化  
プロジェクトチーム要項

〔令和3年6月15日〕  
制 定

(設置)

第1条 東京学芸大学次世代教育研究推進機構規程（平成27年規程第5号）第7条の規定に基づき、東京学芸大学次世代教育研究推進機構（以下「機構」という。）に、動画配信・授業研究デジタル化プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(目的)

第2条 プロジェクトチームは、文部科学省及びOECD等関係機関と連携し、「次世代型コンピテンシー育成のための教育方法開発とその国内外への発信」の事業にかかる動画配信システム・授業デジタルの普及及び活用を推進するため、必要な業務を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 プロジェクトチームは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 動画配信システム21C o D O M o Sの管理運営に関する業務
- (2) その他プロジェクトチームを運営するにあたり必要な業務

(組織)

第4条 プロジェクトチームは、次に掲げる構成員をもって組織する。

- (1) 研究を所掌する副学長
  - (2) プロジェクトリーダー
  - (3) 専門研究員
  - (4) プロジェクトを担当する部長及び課長
  - (5) その他機構長が必要と認めた者 若干名
- 2 前項第5号の者については、外部機関に所属する者を含むことができる。
- 3 プロジェクトリーダーは、プロジェクトチーム全体を統括する。

(庶務)

第5条 プロジェクトチームの庶務は、関係部課等の協力を得て、財務・研究推進部研究・連携推進課が処理する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、機構が別に定める。

附 則

この要項は、令和3年6月15日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。